

令和8年5月22日  
九州地方整備局

## 南海トラフ地震を想定した 「九州東進作戦(道路啓開)」<sup>(※1)</sup>訓練を実施します ～ 九州道路啓開計画に基づく初めての実践訓練 ～

九州道路啓開協議会(以下「協議会」という。)<sup>(※1)</sup>において、南海トラフ地震発生時の九州地域における迅速かつ広域的な道路啓開体制を確立することを目的として、道路啓開計画に基づく初めての実践訓練を下記のとおり実施します。

本訓練では、協議会を構成する道路管理者・自治体・関係機関が連携し、災害発生初動期における情報伝達・情報共有体制の実効性向上を重視した訓練を行います。あわせて、構成機関である九州地方整備局が実施する広域的な道路啓開訓練と連携することで、九州全体としての災害対応力の強化を図るものです。

(※1) 九州道路啓開協議会は、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、道路の早期啓開(がれき除去や応急復旧による通行確保)を関係機関が連携して推進するために設置された協議会です。

協議会では、南海トラフ地震発生時に九州東側沿岸に向けて道路啓開を一斉に進行する「九州東進作戦」を実施します。

国土交通省九州地方整備局、九州各県、政令市、NEXCO西日本、警察、自衛隊、電力・通信事業者、建設業協会などが参加し、災害時の緊急輸送ルートの確保に向けた計画策定や訓練、情報共有を行っています。(2頁以降参照)

### 記

1. 訓練日時：令和8年5月27日(水) 9:00～17:00まで (2、7頁参照)
2. 訓練内容：南海トラフ地震発生を想定し、以下の内容を中心に訓練を実施します。
  - ・協議会として、南海トラフ地震発生時の初動期における情報伝達・情報共有訓練
  - ・協議会構成機関(九州地方整備局管内の13事務所)による「九州東進作戦」の実走訓練
  - ・宮崎河川国道事務所による道路啓開の現地実動訓練
  - ・協議会構成機関の即応性・連携体制の確認
3. その他(取材について)
  - ・訓練の様子は取材可能です。
  - ・昼休憩時および訓練終了後に、事務局より報道関係者向けのブリーフィングを実施します。
  - ・取材を希望される場合は、以下のとおり、事前にメールにてお申し込み下さい。

【取材申し込み】以下を記載のうえ、メールにて送信してください。

- ・①御社名②氏名(複数の場合は全員分)③代表者の連絡先(電話番号)
- ・送信先メールアドレス：kudou-m8912@mlit.go.jp
- ・5月26日(火)17時までにお申し込み(ご連絡)ください。

<問合せ先>

国土交通省

九州地方整備局 道路部 道路管理課 TEL：092-476-3533(直通)

道路防災調整官 あいしま 相島 のぶゆき 伸行

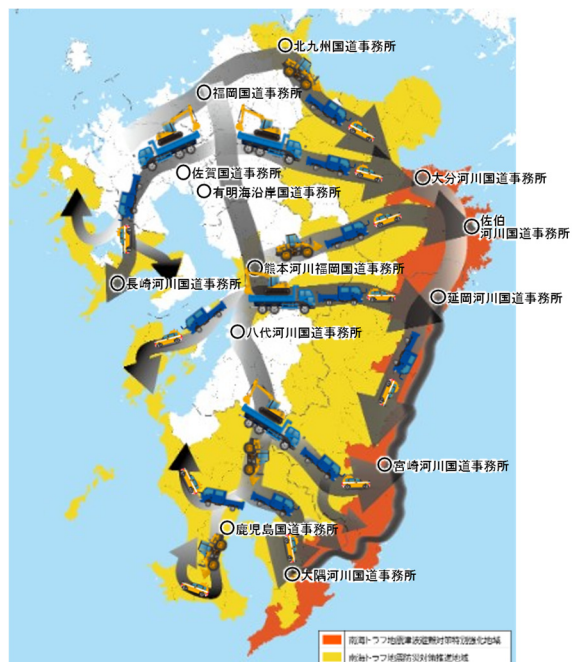
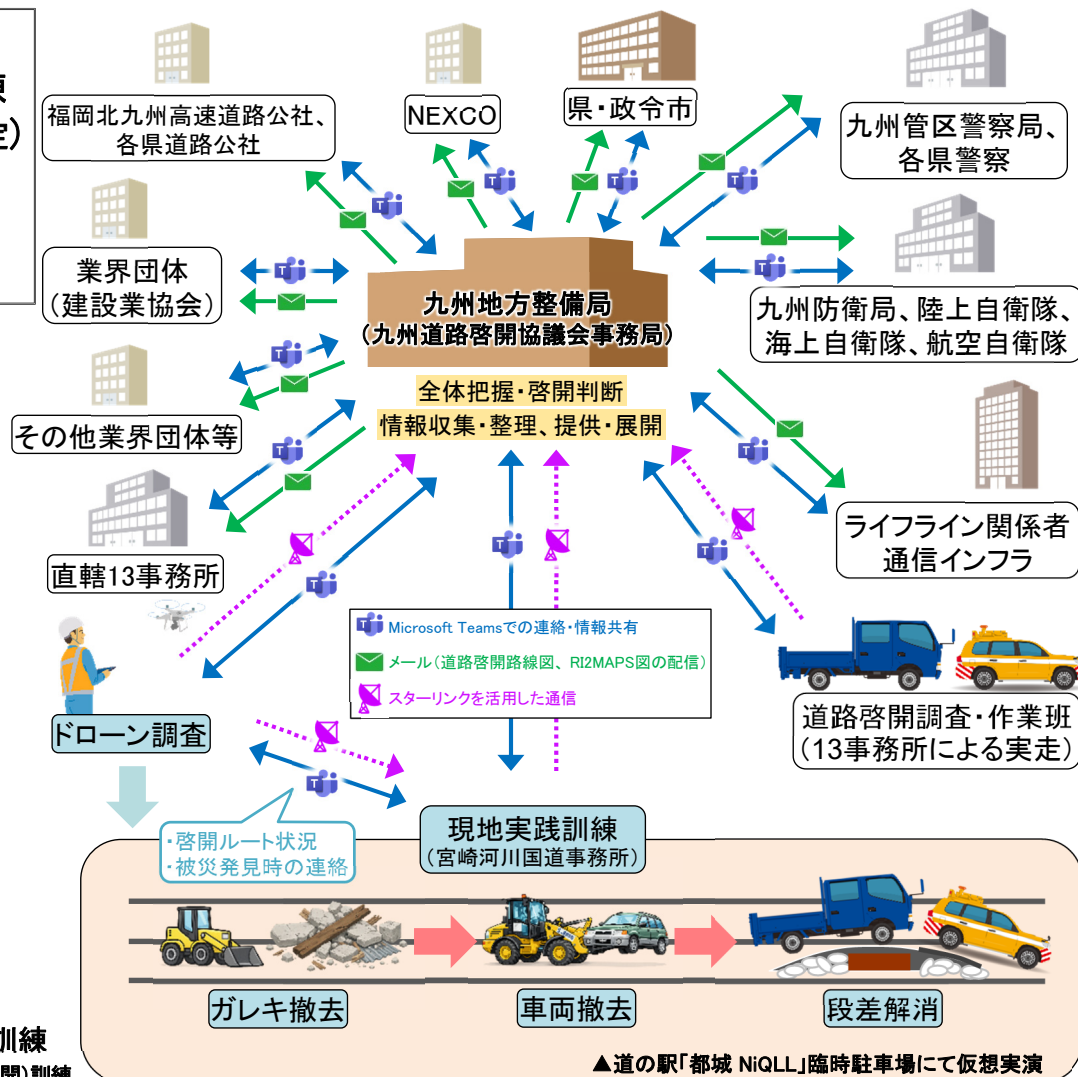
道路構造保全官 わかまつ 若松 まさき 正樹

# 令和8年度 南海トラフ地震を想定した九州道路啓開訓練 概要1

- 今回の訓練は、南海トラフ地震を想定し、九州道路啓開計画を「机上の計画」から「動く計画」にするための実動確認。
- 発災直後に発動する九州東進作戦を直轄事務所が実走し、道路啓開状況を的確に把握・発信する流れを確認。
- あわせて、関係機関との間で初動段階における情報共有や連携体制の現状や課題を確認することが狙い。

## 【今回の訓練概要】

訓練名：令和8年度 南海トラフ地震を想定した九州道路啓開訓練  
 開催日：令和8年5月27日(水) 9:00～17:00(直轄以外は12時終了予定)  
 方法：机上訓練プラス実走や現地作業を伴う実動訓練  
 参加者：九州地方整備局道路部、直轄道路関係13事務所、九州道路啓開協議会約50機関 予定



▲九州東進作戦(イメージ)  
注:今回訓練では一部の車種で実走予定



▲Teamsによる事務所、現地、関係機関(協議会)との情報伝達・共有訓練

【上記写真は、第2回 南海トラフ地震東進作戦(道路啓開)訓練<R8.2.16>の様子】



## ● 道路法等の一部を改正する法律案

## 背景・必要性

- 令和6年1月の能登半島地震では、人命救助・ライフラインの早期復旧・孤立集落への交通確保のための**道路啓開の強化**や平時からの**防災活動拠点の整備**、**トイレコンテナ等の配備**の重要性が明らかに
- 橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる**市町村の技術系職員の減少**により、道路の防災機能の確保も含め持続可能なインフラ管理が課題  
※技術系職員数が0人の市区町村は全体の約25%
- 気候変動に伴い災害が激甚化・頻発化する中、**地球温暖化の影響を防止し**、**新たな削減目標に貢献**していくためにも、道路分野の**脱炭素化の取組**が重要  
⇒ ①平時からの備えと有事における初動対応の充実、②インフラ管理の担い手不足への対応、③道路分野における脱炭素化の推進 により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要



令和6年能登半島地震における道路啓開

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

## 法案の概要

## 1. 能登半島地震を踏まえた災害対応の深化 【道路法・特措法・財特法】

## ＜初動対応の強化＞

- **道路啓開計画を法定化**、実効性のある計画に基づいた**道路啓開を実施**（承認工事の特例の創設）

## ＜災害時における国による機動的な支援＞

- **災害時における直轄代行制度を拡充**  
・災害復旧等のため地方管理の自動車駐車場を活用する場合に必要な管理の代行  
・地方道路公社管理道路の災害復旧等の代行

## ＜防災拠点としての自動車駐車場の機能強化＞

- 平時に利用でき、災害時は被災地への出動が可能な**トイレコンテナ等の占用許可基準を緩和**、設置に対する**無利子貸付制度を創設**＜予算＞
- **地方管理の防災拠点自動車駐車場**について、**改築等を直轄代行**できる制度を創設

(平時)

- ・関係者で協議し、啓開計画を策定、定期的に見直し。実践的な訓練等を実施
- ・防災拠点となる「道の駅」の整備やトイレコンテナ等の配備促進等

道路啓開計画

法定化



道路啓開のための訓練

道の駅

防災機能強化



災害時の被災地への派遣

(発災時)

- ・啓開計画に基づく、道路啓開の実施
- ・防災拠点となる「道の駅」の管理を国が代行
- ・トイレコンテナ等の被災地への派遣等

道路啓開・災害復旧



トイレコンテナ等の被災地への派遣



設置作業の状況

## 2. 持続可能なインフラマネジメントの実現 【道路法】

- 市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他自治体が代行できる制度（**連携協力道路制度**）を創設

## 3. 道路の脱炭素化の推進 【道路法・特措法】

- 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の**道路脱炭素化基本方針**に基づき、道路管理者が**道路脱炭素化推進計画**を策定する枠組みを導入
- 脱炭素技術の活用を促進するため、**道路の構造に関する原則に脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ**、計画に基づく**脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和**

## 4. 道路網の整備に関する基本理念の創設 【道路法】

- 道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を果たしていることを踏まえ、効率的・効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた**基本理念を創設**

(参考) 現行の目的規定：この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

※上記のほか、道路法に基づく負担金等の納付時における充当処理の見直しを実施するとともに、道路整備特別措置法の令和2年改正の際に手当てする必要があった同法第54条について規定の修正並びに道路法の令和3年改正の際に手当てする必要があった同法第102条及び第104条について表現の適正化を行う。



近隣の市町村が連携・協力して、道路管理を実施



道路照明のLED化



太陽光発電施設の設置

## 【目標・効果】安全かつ円滑な道路交通の確保と道路における脱炭素化の推進

道路法に基づく道路啓開計画に位置づけられた道路啓開訓練実施率：(2024年)規定なし → (2026年)国100%

道路照明のLED化率：(2023年度)国約44% → (2030年度)国100%

## 改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた

道路啓開※を実施（承認工事の特例の創設）

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

## 背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識  
（人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保）

- 激甚化・頻発化する自然災害への対応強化
- これまでの全国の啓開実績の反映

## 令和6年能登半島地震における道路啓開

- STEP1 各役所（輪島市、能登町、珠洲市）までのアクセス（縦軸・横軸）を確保
- STEP2 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス（「くしの歯」の「歯」）を優先的に確保
- STEP3 R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



## 改正概要

## 道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会（道路管理者＋関係機関）を経て決定

## 道路啓開の実効性の向上

## ① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

## ② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

## ③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

## ■ 53機関ほかオブザーバ7機関

所属	役職	備考
【道路管理者】		
九州地方整備局	道路部長	会長
九州地方整備局	道路部 道路情報管理官	副会長
九州地方整備局	統括防災官	副会長
福岡県	県土整備部長	
佐賀県	県土整備部長	
長崎県	土木部長	
熊本県	土木部長	
大分県	土木建築部長	
宮崎県	県土整備部長	
鹿児島県	土木部長	
北九州市	都市整備局長	
福岡市	道路下水道局長	
熊本市	都市建設局長	
西日本高速道路㈱九州支社	保全サービス事業部長	
福岡北九州高速道路公社	企画部長	
福岡県道路公社	理事長	
佐賀県道路公社	専務理事	
長崎県道路公社	常務理事	
熊本県道路公社	理事長	
宮崎県道路公社	理事長	
鹿児島県道路公社	常務理事兼道路部長	
【関係機関】		
警察庁 九州管区警察局	総務監察・広域調整部長	
福岡県警察	交通部長	
佐賀県警察	交通部長	
長崎県警察	交通部長	
熊本県警察	交通部長	
大分県警察	交通部長	
宮崎県警察	交通部長	
鹿児島県警察	交通部長	
防衛省 九州防衛局	企画部長	
陸上自衛隊 西部方面總監部	防衛部 防衛部長	
海上自衛隊 呉地方總監部	防衛部 防衛部長	
海上自衛隊 佐世保地方總監部	防衛部 防衛部長	
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	防衛部 防衛部長	
九州電力(株)	業務本部 資材調達部長	
NTT西日本(株)九州支店	設備部長	
(株)NTTドコモ九州支社	ネットワーク部 災害対策室長	
ソフトバンク(株)	九州ネットワーク技術部 部長	
KDDI(株)	九州総支社 管理部長	
楽天モバイル(株)	エリア企画本部 基地局運用管理部 副部長	
(株)QTnet	技術統括部長	
西部ガス(株)	供給本部 防災保安部長	
(一社)佐賀災害支援プラットフォーム	代表理事	
(一社)日本自動車連盟九州本部	ロードサービス部長	
(一社)日本建設業連合会九州支部	支部長	
(一社)日本道路建設業協会九州支部	支部長	
(一社)福岡県建設業協会	会長	
(一社)佐賀県建設業協会	会長	
(一社)長崎県建設業協会	会長	
(一社)熊本県建設業協会	会長	
(一社)大分県建設業協会	会長	
(一社)宮崎県建設業協会	会長	
(一社)鹿児島県建設業協会	会長	
(一社)建設コンサルタンツ協会九州支部	支部長	
(一社)全国測量設計業協会連合会九州地区協議会	会長	

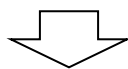
# 当日の訓練について（主な流れ・ポイント）

注意：訓練のシナリオ（内容）は訓練用の想定です。

5月27日（水）

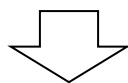
9時00分

**南海トラフ地震発生(訓練開始)**  
※九州道路啓開協議会事務局 開設



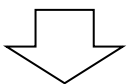
**直轄事務所・関係機関等との通信網確立**  
**情報収集・伝達・共有の開始**  
※直轄事務所は九州東進作戦の準備開始

○通信網、情報収集・伝達・共有については、2頁参照



9時15分

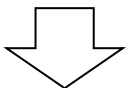
**九州東進作戦 開始**  
**(直轄13事務所の道路啓開調査班の出動)**



12時00分

**協議会事務局を中心に**  
**直轄事務所・関係機関等との通信訓練**  
※途中、九州東進作戦の現地との通信訓練を予定

○協議会を中心とした通信訓練、現地との通信訓練のイメージは2頁参照



13時00分

**九州東進作戦 再開**

13時30分

15時00分

**道路啓開の現地実践訓練**  
※あわせて現場との通信訓練を予定

○12時～13時は休憩予定。  
○報道関係者向けのフリーフィング（1回目）を予定

○宮崎県「道の駅NIQLL」臨時駐車場にてガレキ撤去、放置車両撤去、段差解消訓練を順番に実施。  
宮崎と通信し映像で訓練状況を確認。  
イメージは2頁参照

17時00分

**訓練終了**